

公益財団法人東京都道路整備保全公社「女性活躍モデル工事」試行実施要領

1 目的

東京都建設局では、女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備を、官民挙げて推進しており、東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）も同様に推進していきます。

本要領は、女性を含めた働きやすい現場環境づくりについて検討し、更なる女性技術者の活躍につなげていくために試行する「女性活躍モデル工事」（以下「モデル工事」という。）の実施の流れ及び留意事項を定めたものです。

2 女性活躍モデル工事の概要

（１）発注者指定型の試行対象工事の明示

発注者は、発注者指定型によりモデル工事を実施する場合には、当該工事がモデル工事である旨を特記仕様書、起工書及び案件公表時に明示する。

（２）受注者希望型の場合

（１）以外の工事で、現場着手日より前に受注者から本実施要領に定める取組を実施したいとの協議があり、受注者が取組を実施した場合には、設計変更及び工事成績評価における扱いも、発注者指定型によるモデル工事と同様の扱いとする。

（３）女性技術者担当作業の確認

受注者は、現場代理人、主任（監理）技術者又は担当技術者のいずれかに、女性技術者を配置し、作業に従事させる。

ここで、現場代理人及び主任（監理）技術者は工事請負契約書第９条で定める者とする。また、担当技術者は、当該工事現場に常駐し、工事の施工計画、工程管理、品質管理その他の技術上の管理や、当該工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う者とする。

（４）女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備

「女性技術者が現場で活躍するために必要な環境」を整備するため、以下の取り組みを実施する。

①女性専用の休憩（更衣）室の設置

②女性専用の快適トイレの設置※¹

③女性技術者活躍のPR※²

※¹ 快適トイレの仕様等については、公社ホームページに掲載

(https://www.tmpc.or.jp/07_keiyaku/tabid786.html)

※² 工業系女子学生を対象とした現場見学会の開催、業界団体を通じた女性活躍モデル工事の事例紹介等によるPR

（５）工事成績評価における加点評価及び減点評価

「女性技術者を全期間配置した場合」及び「優良な広報活動を行った場合」には、工事成績評価で加点対象として評価する。

また、発注者指定型については、「女性技術者を当初契約工期（土日、祝日を含まない日数）の半分以上の日数配置しなかった場合」及び「女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備を行わなかった場合」には、工事成績評価で減点する。

3 実施の流れ

(1) 発注時

- 1) 発注者は、発注者指定型によりモデル工事を実施する場合には、当該工事が試行工事である旨を特記仕様書、起工書及び案件公表時に下記のとおり記載する。

<特記仕様書>

特記仕様書作成要領による。

<起工書>

起工書の「その他」に、『本工事は、「女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。』を記載する。

<案件公表時>

発注予定表の「発注予定備考」欄等に、『本工事は、「女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。』を記載する。

- 2) 発注者は、「2 (4) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」の①、③に要する費用を、工事現場の現場環境改善を適用する工事として現場環境改善費（率）により計上する。②は、当初設計では金額を計上せず、変更契約時に計上する方法とする。
- 3) 入札参加者は、配置予定技術者（現場代理人、主任（監理）技術者又は担当技術者）に女性技術者の配置を検討する。

(2) 契約後

1) 女性技術者の配置

受注者は、現場代理人、主任（監理）技術者又は担当技術者のいずれかに女性技術者を配置する。

女性技術者を現場代理人又は担当技術者として配置する場合は、当初契約工期（土日、祝日を含まない日数）の半分以上の日数を配置する。なお、受注者と女性技術者には、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

受注者は、女性技術者を担当技術者として配置する場合には、工事契約後すみやかに別紙1により、女性技術者の配置について通知する。なお、女性技術者を現場代理人又は主任（監理）技術者に配置する場合には、「現場代理人及び主任技術者等通知書」で確認できるため、別紙1の提出は不要とする。

2) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備

受注者は、契約締結後、現場着手前までに女性技術者の担当作業について、実施計画書を取りまとめ、監督員と協議し、内容の承諾を得たうえ、次の環境整備を行う。

①女性専用の休憩（更衣）室の設置

②女性専用の快適トイレの設置※¹

③女性技術者活躍のPR※²

※1 快適トイレの仕様等については、公社ホームページに掲載

(https://www.tmpc.or.jp/07_keiyaku/tabid786.html)

※2 工業系女子学生を対象とした現場見学会の開催、業界団体を通じた女性活躍モデル工事の事例紹介等によるPR

(3) 設計変更

発注者は、「2(4) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」の②に要する費用を、東京都建設局ホームページに掲載の快適トイレの費用計上方法に基づき、変更契約時に計上する。

なお、モデル工事の場合でも、快適トイレの設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとし、設置・運搬に要する費用等の計上方法についても、快適トイレと同様とする。

(4) 完了後

受注者は、工事完了時、女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備の実施写真を提出する。

4 留意事項

(1) 配置された女性技術者の途中交代は以下のとおりとする。

女性技術者の途中交代を行う場合には、現場内に、現場代理人、主任（監理）技術者又は担当技術者のいずれかに女性技術者が1名以上配置された状態が維持されるように、後任の技術者を選定すること。

ただし、主任（監理）技術者の交代については、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ない場合にのみ認めるものとする。

(2) 工事成績評定での加点評価、減点評価は以下のとおりとする。

①女性技術者を全期間配置した場合は、「創意工夫と熱意」の「8 現場や施工の管理に対する熱意」の項目で加点対象として評価する。

②優良な広報活動を行った場合は、「社会的貢献」の「6「東京都魅力ある建設事業推進協議会」（CCI東京）の理念に基づき、建設事業のイメージアップに関わる事業を計画し、実施した」の項目で加点対象として評価する。

③発注者指定型については、女性技術者を当初契約工期（土日、祝日を含まない日数）の半分以上の日数配置しなかった場合は、「法令順守等」の「入札前に提出された管理技術者等が正当な理由なく変更された」の項目で減点（3点）する。

④発注者指定型については、「2(4) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」に示す①～③の環境整備を行わなかった場合は、「法令順守等」の「監督員の承諾なく、施工計画と異なる施工を行った」の項目で減点（3点）する。

(3) モデル工事の検証を行うため、受注者は、発注者が行うアンケート調査に協力しなければならない。

附 則

この要領は、令和7年7月1日以降起工（決定）する案件から適用する。

なお、令和7年7月1日時点で契約済又は契約手続き中の案件についても、現場着手日より前に受注者から協議があった案件については、受発注者の協議によりこの要領を適用することができる。

統一 16

記載例

文 書 番 号
(工事番号)〔請求・通知
報告・協議〕 書

年 月 日

(発注者宛)

殿

住所

受注者

氏名 (法人の場合は
名称及び代表者の氏名) 印下記工事について特記仕様書の第 条 項により〔請求・通知
報告・協議〕します。文 書 番 号
(契 約 番 号)

工 事 件 名

工 事 場 所

契 約 金 額

¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

契 約 年 月 日

年

月

日

工

期

〔請求・通知
報告・協議〕 内容

女性技術者を下記のとおり配置しますので、別紙経歴書を添えて通知します。

例)

女性技術者氏名 (ふりがな)	技術者分類	配置予定期間
公社 花子 (こうしゃ はなこ)	担当技術者	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

監理業務受託者

担当者名

経 歴 書

ふ り が な こうしゃ はなこ
氏 名 公 社 花 子

個人の印は不要

学 歴

元号〇〇年〇〇月 〇〇大学 〇〇学部 〇〇科 卒業

職 歴

元号〇〇年〇〇月 〇〇建設株式会社 入社

元号〇〇年〇〇月～元号〇〇年〇〇月 〇〇築造工事 東京都〇〇局・舗装

元号〇〇年〇〇月～元号〇〇年〇〇月 〇〇築造工事 東京都〇〇局・舗装・担当技術者

元号〇〇年〇〇月～元号〇〇年〇〇月 〇〇築造工事 東京都道路整備保全公社・舗装・担当技術者